

実務対応

プロジェクト **取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い**

項目 **本日の審議事項**

これまでの経緯

- 2020年1月31日に開催された第424回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、当委員会の新規のテーマとして提言された。
- 上記の提言を受けて、2020年2月12日に開催された第425回企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会（以下、「専門委員会」という。）で検討を行うことが了承され、これまで以下の通り審議を行っている。

専門委員会	企業会計基準委員会
第128回（2020年5月12日開催）	第433回（2020年5月14日開催）
第130回（2020年6月17日開催）	第434回（2020年5月28日開催）

- なお、第128回専門委員会、第130回専門委員会、第433回企業会計基準委員会及び第434回企業会計基準委員会で聞かれた意見を審議事項(3)-6に記載している。

本日の審議事項

- 本日の企業会計基準委員会では、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合の会計処理について、これまでの審議で聞かれた意見から識別された以下の追加的な論点について、事務局の分析を説明する（審議事項(3)-2）。
 - 報酬費用を計上する際の貸方項目（審議事項(3)-3）
 - 段階的に権利が確定する場合の取扱い（審議事項(3)-4）
 - 事前交付型（自己株式の処分）の会計処理（審議事項(3)-5）
- また、以下の資料を、審議事項(3)-2の参考資料としている。

審議事項(3)-1

- (1) 会計処理の設例案（審議事項(3)-2 参考資料 1)
- (2) IFRS における定め（審議事項(3)-2 参考資料 2)

以 上